

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた、次の感染症危機に備えるための対応について

奈良県における取組

【担当省庁】厚生労働省

①新型コロナウイルス病床の確保

第○波	当初	1	2	3	4	5	6	7
期間	R2. 1. 28	R2. 1. 28 ～7. 3	R2. 7. 4 ～10. 25	R2. 10. 26 ～R3. 2. 28	R3. 3. 1 ～7. 11	R3. 7. 12 ～12. 26	R3. 12. 27 ～R4. 6. 26	R4. 6. 27 ～現在
病床数 (床)	24	158	200	372	439	469	522	542

②療養先トリアージ基準の運用

新型コロナウイルスに感染され「入院して治療を受けていただく必要のある方」と、「自宅等で引き続き療養していただく方」をトリアージするための奈良県独自のトリアージ基準を定め運用。

③医療機関、自宅及び高齢者施設での医療提供の充実

以下の取組を推進。

- ・新型コロナの治療と並行した基礎疾患の治療やリハビリ
- ・かかりつけ医療機関での新型コロナ患者の入院・治療
- ・新型コロナの治療に関わっていなかった医療機関の重症化予防治療への参加
- ・自宅や高齢者施設でも安心して療養を続けていただける医療の充実

④クラスター対策の推進

医療機関、高齢者施設、学校、保育所等において、「感染対策マニュアル」の実践責任者となる「新型コロナ感染対策責任者」の登録、及び各施設における感染予防対策の励行。

さらに責任者を対象とした、感染症専門医による説明会を開催する等、情報共有の機会を設け、責任者による感染予防対策を支援。

⑤ワクチン接種の促進

県の広域接種会場を設置し、3・4回目接種の機会を確保するとともに、副反応に関する正しい情報や接種のメリット等に関する情報を充実。若年層を含め、接種の加速化を図っている。

国にお願いすること

奈良県では、長期化するコロナ対応の中、コロナ医療と通常医療の両立を図りながら、必ずしも潤沢ではない医療資源を効率的に活用し、医療提供体制を維持し続けているが、医療関係者や行政等の負担は重い。今後は、この事態をどう収束させ、次の感染症危機に活かしていくことができるのかが重要だと認識している。

国では、令和4年6月17日に、「**新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に備えるための対応の方向性**」(以下「対応の方向性」という)を発出(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)された。

また、令和6年度に更新される保健医療計画には、「**新興感染症等の対応**」についても盛り込む方向で、国の議論が進められている。

以上を具体的に進めていくにあたり、以下の点をお願いしたい。

1. 施策検討に資するデータ等の収集・分析にかかる国の関与

都道府県の施策検討に資する**客観的で定量的な情報やエビデンスの収集及び分析**について、**国の主体的な関与**をお願いしたい。

特に、全国的なデータの収集や専門家による詳細な分析、国全体としての検証や総括は、国で行っていただきたいと考えており、積極的な関与をお願いしたい。

併せて、都道府県の求めに応じて、国が保有するデータの提供や、分析の実施など、柔軟な対応をお願いしたい。

2. 都道府県の取組に実効性を持たせるための法整備等

「対応の方向性」において、「感染初期から速やかに立ち上がり機能する保健医療体制の構築」や「保健所の体制とその業務に関する都道府県の権限・関与の強化」について言及されているが、国にはその取組に**実効性を持たせるための仕組み作りや法整備等**をお願いしたい。

また、仕組み作りに際しては、**地域の実情に合致するものとなるよう**配慮をお願いしたい。

3. 地域の実態に合った、実現可能性のある施策の打ち出し

「対応の方向性」においては、「医療機関の医療提供体制」や「医療人材の派遣」など、保健医療計画やその他関係計画に関わる事項についても言及されているが、国で今後検討を進められるにあたり、「対応の方向性」と「保健医療計画等」の**双方に齟齬が無いよう連動し、実現可能性のある内容**としていただきたい。

また、平行して取組が進んでいる「医師等の働き方改革」等の流れも考慮し、**地域の医療提供体制の実態や保健所の実態などを踏まえ、実現可能性のある施策の打ち出し**をお願いしたい。